

矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区通信

しらかべ

第23号 令和7年5月10日発行



平素より、矢掛の伝建制度にご理解とご協力をありがとうございます。保存地区の皆様の日常のお心遣いや町民の皆様の温かいはげましのお言葉で、気持ちの良い町並みが保たれています！

■令和7年度第1回矢掛宿を考え守る会～伝建制度説明会～の開催

この度、重伝建選定5年目の節目にあたり、制度内容の理解促進と住民の皆様のご意見をお聴きし、官民協働による町並みの保存と活用の機運を高める目的で、説明会を次のとおり開催したいと考えております。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

令和7年5月23日(金)15:00～
矢掛公民館 ホール

○これまでの経緯

○行政説明(伝建制度の説明)

・現状変更について

・修理修景事業の事例報告と手続きの流れ

○これからの矢掛宿の町並みのあり方について

■おしえて！伝建制度 —その2—

保存地区内の現状を変更する場合は、事前に申請が必要です。

保存地区内のすべての建築物等や土地の形状の現況を変える行為を行う場合は、あらかじめ町の許可が必要です。これは、矢掛固有の歴史的景観の向上を目的としていますのでご理解をよろしくお願いします。

【許可を必要とする行為】

- ① 建築物の新築、増築、改築、取壊し、修繕などをする場合。*原則として特定物件の取壊しはできません。
- ② 建築物、工作物の修繕(修理)で外観や色を変える場合。
- ③ 新たに屋外に設備機器を設置する場合。(エアコン室外機、テレビアンテナ、水道等の配管等)
- ④ 新たに看板を設置する場合。
- ⑤ 敷地を造成する場合。(舗装工事等も含みます。)
- ⑥ 木や竹を伐採する場合(日常管理による剪定、枝打ちは申請不要)

まずは教育委員会に
ご相談ください。

■万が一の水害への備えをしましょう

まもなく梅雨の時期です。毎年のように台風や集中豪雨による被害が発生しています。しかし、地震と違い、台風や風水害はある程度発生を予測することができます。保存地区は小田川に隣接しており、大雨の場合、洪水の危険が予想されます。危険がせまったら早目に準備をしたり、備えについて家族で話し合しましょう。

- ☐ 避難場所や移動手段を確認しましょう(矢掛町ハザードマップで確認)
- ☐ 非常時の通信方法を確認しましょう(災害用伝言ダイヤルなど)
- ☐ 気象情報に注意しましょう(テレビやラジオ、インターネットなど)
- ☐ 備蓄品の準備
- ☐ 非常持出品の確認

*「みんなの防災ガイドブック(矢掛町)」をご活用ください。